

様式第 15 号（第 9 条関係）

答申番号：令和 4 年度 答申第 1 号

## 答申書

### 1 審査会の結論

おいらせ町長が、お総第 3 6 3 号行政文書不開示決定通知書（令和 3 年度分  
おいらせ町職員が退職した退職金額（個別の情報）に関する文書）において不  
開示とした決定は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### （1）審査請求人の主張

審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定通知書（お総第 3 6 3 号、令和 4 年 7 月 2 8 日付）によ  
り、不開示となった開示請求に係る文書の開示を求める。

##### ①不開示と決定した文書

退職手当決定並びに振込通知について

##### ②不開示の決定を取り消す理由

審査請求人は、審査請求書に「本人を特定できる氏名・住所などの個人は  
必要なし。」と記載しており、識別できる部分は黒塗りするか、識別される  
者の行政文書は開示しないなどの対応ができる。

開示請求内容は退職手当金額に限定しており、具体的な理由が記載されて  
いない。

#### （2）処分担当課の主張

処分担当課の主張を要約すると、以下のとおりである。

##### ① 行政文書不開示決定処分の内容

おいらせ町情報公開条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 8 号。以下「条  
例」という。）第 7 条第 3 号該当（特定の個人を識別することはできない  
が、公にすることにより個人の権利利益を害する恐れがあるため）により  
不開示決定

##### ② 条例第 7 条第 3 号該当性について

審査請求人は、「本人を特定できる氏名、住所は必要なし」としているが、退職者名が公にされており、かつ、退職者数が限定的であることから、当該退職者が推測され、当該退職者の退職手当額が特定されるおそれがある。個人の具体的な退職手当額は当該個人のプライバシーに関する情報であり、これが公にされることは個人の権利利益を害する結果となる。

③ 本件処分は妥当であり、請求人の主張を否認する。

### 3 調査審議の経過

令和4年 9 月 6 日	諮問
令和4年 9 月 22 日	審査担当課より弁明書受領
令和4年 11 月 11 日	審議
令和4年 11 月 21 日	口頭意見陳述、答申案審議

### 4 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求の対象となった文書について、審査請求人及び処分担当課の主張を具体的に検討した結果、不開示と決定した退職手当決定並びに振込通知について（以下「退職手当決定等通知」という。）が、条例第7条第3号に該当するかどうかを本件における争点として、以下のように判断する。

(1) 審査会において退職手当決定等通知を見分したところ、退職した職員の氏名、退職事由、退職手当額、退職手当額の合計が記載されていることが認められるから、本件行政文書を特定したことは妥当である。

(2) 審査請求人は、開示請求書に「本人を特定できる氏名・住所は必要なし」と記載している。

(3) 処分担当課は、条例第7条第3号に該当するとして、退職手当決定等通知を不開示としているので、条例第7条第3号該当性について検討する。

#### ① 条例第7条第3号本文について

条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別

することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

② 本人を特定できる氏名、住所等を不開示とし個別の退職手当額を開示することは、退職手当額の対象者数及び個々の退職手当額を開示することになる。

③ 退職に関する氏名、退職日、退職事由、退職時の所属、職名は公表されている。

④ 退職者数が4名と限定的であることに加え、個別の退職手当額と③の情報を照合することで、当該退職者の退職手当額の特定が十分可能である。

⑤ よって、同情報は、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当すると認められる。

以上、条例第7条第3号本文に該当する。

#### (4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、開示請求書に「本人を特定できる氏名・住所などの個人は必要なし。」と記載しており、識別できる部分は黒塗りするか、識別される者の行政文書は開示しないなどの対応ができるとしているため、この点についても検討する。

確かに、氏名・住所を秘匿した上で個別の退職手当額を開示した場合に退職者が多数であるといった事情により個人の識別が困難な場合が全く想定できないわけではない。しかしながら、本件において、仮に氏名・住所を秘匿して個別の退職額のみを開示したとすれば、退職者が限定的であることに加え、退職者に関して公表されている情報と照合することで、当該退職者の手当額が特定され、個人の権利利益を害するおそれがあることに変わりはない。したがって、条例第7条第3号本文に該当する、との結論に影響はない。

#### (5) 結論

したがって、審査請求人が求める文書について、不開示とした処分担当課の決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。